

第 37 回 大阪市都市景観委員会 会議要旨

1 開催日時 平成 26 年 1 月 15 日（水）午前 9 時 30 分～午前 11 時 30 分

2 開催場所 大阪市役所 屋上（P1）階 会議室

3 出席者

（委員） 澤木 委員長、嘉名 委員長職務代理者、阿部 委員、岩田 委員、下村 委員
田中 委員、福田 委員

（大阪市）河合 建設局管理部路政課長

（事務局）佐藤 都市計画局長、角田 開発調整部長、山田 都市景観担当課長
大倉 都市景観担当課長代理

4 議 題

デザイン性の高い（デジタルサイネージ含む）広告物による
まちなみの魅力向上に向けた検討について

5 議事要旨

（委員からの主なご意見及び事務局の回答等）

○窓面利用の広告物に関しては今後の課題とし、まずは常設、一定期間点滅、動くものといったデジタルサイネージを中心に検討していく。

○デジタルサイネージの基準を緩和するかどうかの前提として、まちなみアップの向上に資する演出ツールとして捉えられることができるかどうかの議論がまず必要。

○美観誘導基準について、路線全体を同一基準にせず、ゾーンごとに基準を分けることは可能と考える。その場合は景観形成も含めてそのまちなみをどういうふうに誘導していくのかというビジョンを定めた上で、基準を精査し、分けていく必要がある。

○まちなみの現状でゾーンを分けていった場合、各ゾーンごとにデジタルサイネージを景観形成上どう利用していくのか、マッチングができるような形でデジタルサイネージの性格づけをしていく必要がある。

○基準の緩和や運用の仕方について、地域のエリアマネジメント組織等の意向を伺ったり、協議をするような仕組み作りが必要ではないか。もしくは、地域の組織等と美観誘導の方向性について合意を得られているゾーンから順次認めていって、いい事例をつくりながら緩和してゆくといった段階的な緩和方法も検討できるのではないか。

○美観誘導の方向性については、地域とのコンセンサスを経て作成し、その上で、にぎわいというのはどうつくっていくかというのを提示し、美観誘導制度の指定基準等の詳細を伝えて、それを計画的にまとめていくことが必要。

○美観誘導の方向性が明確でない段階では、基準を設けると共に、一定の協議をしなければならない地域を指定するとか、大きさを指定するといった、内容も吟味するような制度が必要。

○ある一定の基準を考えながらも、詳細については輝度や内容の詳細を一対一対応で協議していく必要がある。そのような場合にある程度専門家の意見を聞く必要がある案件があることも想定し、プロセスをしっかりと示しておくことが必要。

○小規模な建物が混在している地区については、デジタルサイネージの総量規制というか集積度合いについてのチェックが必要ではないか。または、ある程度の規模の建物に緩和が、小規模なものについては対象外とする等の対応が必要。

○デジタルサイネージの質的なチェックとして、映像内容を実際に観て判断していく必要があるのではないかな。

○デジタルサイネージの大きさや数についてどう考えるのか

⇒従前の屋外広告物の基準に何平米以下という基準を上乗せで設ける形で検討する。数については、基準面積以下であれば複数設置も可能という形が現実的であると思われる。

○道路交通の安全性という観点からの規制についてどう考えるのか

⇒基準を作成する際に交通管理者の意見を聞く機会を設けるか設けないかについて検討していく。また、あわせて公益的な機能、特に災害時に情報提供できるような仕組みについても検討していく。

(今後の方向性)

デジタルサイネージが景観形成上どう位置づけられるのか示した上で、緩和するならば、どのような方策、基準にするかより具体的に検討していく。

また、その次の段階として、美観誘導制度や景観計画の基本的な理念や位置づけのありかたについても検討していく。